

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24710049

研究課題名(和文) 環境政策におけるアクセス権の位置づけについて

研究課題名(英文) The role of right to roam in environmental policy

研究代表者

泉 留維 (Izumi, Rui)

専修大学・経済学部・教授

研究者番号：80384668

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、90年代後半から各地で進められてきた日本のフットパス事業の特徴と発展状況を、イングランドの状況と比較しつつ幾つかの事例分析を通じて明らかにした。日本の事業は、健康を重視したライフスタイルへの転換、都市を中心としたウォーカーの増加、地域活性化等の背景を受けて、訪問者による自然の美観や人間生活を含めたルーラリティの体感を目的に発展している。その上で、「道」としての機能区分に基づき、それらの交通アクセス、公共空間形成、景観形成としての機能を評価した。その結果、北海道のフットパス事業は、フットパスに対する社会認知やコース設定の自由度の高さを背景に、総じて高い評価となった。

研究成果の概要(英文)：This study clarifies the characteristics and development phases of footpath projects developed since the 1990s, in Japan, through case study analyses of eight projects (three in Hokkaido, two in Honshu, and three in Kyushu). The recent footpath projects in the context of growing health awareness, of an increased walking population especially in urban areas, and the need for rural empowerment have developed as a way to attract visitors from outside the region to experience "rurality," natural beauty, and lifestyle in rural villages. In this study, we assess the paths and footpath projects, assuming that footpaths as the embodiment of rurality should have "walkability," create "public space," and form "rural landscape." The result shows that footpaths in Hokkaido, having social recognition and great flexibility in course setting, are highly evaluated according to the aforementioned three functions.

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：環境学・環境影響評価・環境政策

キーワード：フットパス アクセス権 里道 歩く権利 コモンズ

1. 研究開始当初の背景

フットパスの多くは、コミュニティにおいて自然発生的にできあがっていったムラの道が起源である。ムラの道は、特定多数を対象とした地域資源であり、コミュニティの共同作業で管理されたり、構成員には開かれているが非構成員には開かれない場合もあったりするなど、里山やため池などの地域資源とも類似点が多い。そのため、里山やため池はローカル・コモンズないしはそれに伴う資源と捉えられているが、ムラの道もそれと同様なものと見なせよう。

ムラの道は、ローカル・コモンズやコミュニティ内の住居等にアクセスするための線的な地域資源であり、多分に共的性格を有するものと位置づけられる。このようなムラの道に新たな役割を付与し位置づけ直す動きが、日本では、2000年頃から現れてくる。その取り組みの中で特に重要なのが、フットパスとしての再生の取り組みである。

「フットパス」とは、本来、フットパス発祥の地とも言えるイングランドにおいては、レクリエーション等の目的から、土地の所有権とは無関係に人々が歩く権利 (Rights of Way) を有する道を指す言葉であった。ほとんど公有地がないイングランドでは、19世紀末頃から、囲い込まれた私有地に対する自由なアクセスを求める市民運動が激しくなった。経済学者の J.S. ミルも発起人の一人であるオープンスペース協会やランブラーズ協会が中心となり、アクセス権の法制化へと突き進んだ。結果、イングランドおよびウェールズでは、1932年に「歩く権利法」の制定によって「歩く権利」が公的な権利となり、2000年の「カントリーサイド・歩く権利法」の制定によって、荒地森林地なども対象とした公的なアクセス権が確立した。

これらの権利は、貴族たちが所有する広大な土地における強固な所有権に対する市民的アクセスの権利の保持を示すものである。

「歩く権利」は、単に歩くことを目的とするものではなく、法社会学者の平松紘 (2002) が指摘してきたように、「歩く権利」が実行されるフットパスを守ることによって周辺の自然保全がはかれるという役割も持っていると推定される。

2. 研究の目的

本研究は、フットパスを地域の共用資源であるコモンズと位置づけ、特にフィールドワークを通して日本のフットパスの現状を明らかにすると共に、イギリスのフットパスとの比較から、土地の所有権とアクセス権の両者の権利などについて考察するものである。

まず日本におけるフットパスの実態を明らかにすることがあげられる。日本国内のフットパスは、2000年頃から本格的に取り組みはじめ、全国に50路線近くあると思われる。フットパス先進国のイギリスでは、歩く権利法が制定されている関係で、18万 km 以上あるフットパスを網羅する地図が国の責任において整備されているが、日本では、地元でさえ地図が整備されていないところもあり、運営や管理の方法、ルート設定の意図も含め現地調査を通じて、できるかぎり多くのフットパスの実態を明らかにする。特にルートおよび周辺の土地の所有者は誰なのかを明確にし、そして私有地の場合にはフットパス利用に伴うトラブルなどが発生していないかを確認していく。それにより、イギリスのフットパスとも比較しながら、「2つの軸」(フットパス周囲の地権者数、地方自治体の積極性)と「4種のステークホルダー」(地方自治体、市民団体、地権者、訪問者)が織りなす関係構造に着目して、日本のフットパスの現状ならびに特徴を分析していく。

また、ヨーロッパ、特にイギリスならびに北欧諸国での歩く権利やアクセス権の制定状況を把握し、まずそれらの権利が土地所有権とどのような関係、すなわち所有権が常に

アクセス権に優越する地位にあるのかを把握する。

3. 研究の方法

研究目的を達成するために、日本のフットパスおよびイギリスのパブリックフットパス、イギリスなどのアクセス権の制度についての研究を進めた。アクセス権の研究については、1930年代に整備され始めたイギリスを中心として、1950年代後半から1970年代にかけて法整備が行われたノルウェー、フィンランド、スウェーデンといった北欧諸国も研究対象地となるが、本研究では、もっとも早期に法的整備をしたイギリスを日本との比較対象地としている。

フィールド調査の方法は、4種のステークホルダー、すなわちフットパスやアクセス権を監督する国・地方自治体、フットパスの実際の管理を行う市民団体や環境保全団体、地権者、フットパスを利用したりアクセス権を行使したりする訪問者を主な対象とした現地での聞き取り調査を基本とする。そして、それらの情報を、地域資源としての「道」の機能に照らし合わせた。

地域資源としての「道」の機能とは、第一は、移動・アクセスの手段としての機能であり、我々が道から得られる最も一般的な便益を反映したものである（交通機能）。第二は、公共空間としての道が有する機能である。誰でも進入・通行可能な道は、立ち話や子供の遊び場など、地元住民などのコミュニケーションの場としての役割を果たす。また、採光・通風によって周囲の居住環境の維持・改善をもたらしてもいる（公共空間機能）。最後は、道を含めた風景が形成する景観としての機能である。道はそれ自体、自然や生活空間にとけ込むことで、地域の原風景を形成する。その道を眺め歩くことで、人々は地域らしさを体感し、新たな発見や帰属感・安心感といった便益を得ることができる（景観形成機能）。道は、他の地域資源（施設・景観等）

の間をつなぐ交通機能のみならず、それ自体における公共空間・景観形成機能を反映する形で「資源化」されることになる。

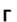
このような資源化の内実の明示化によって、多様な可能性を持つ「道」資源としての日本のフットパス事業の現段階および今後の課題がより明確になる。フィールド調査先の選定に当たっては、本州および九州と北海道におけるフットパスの位置づけの違いに鑑み、本州から2事例、九州から3事例、北海道から4事例を抽出した。

4. 研究成果

日本のフットパスは、2013年3月末現在で、図1のように分布している。全国に少なくとも70あり、総延長は2,961kmとなっている。そして、一つのフットパスには、複数のコースが設定されている場合が多く、コースの総数は261となっている。イングランドの総延長18万8,700km（Riddall and Trevelyan 2007）には遠く及ばないが、この10数年での進捗は目を見張るものがある。また、一コース30km以上という一泊しなければ歩けないような長距離フットパス（ロングトレイル）も9ヶ所にある。地域別にみると、圧倒的に多いのが北海道で、全体の65%以上となる47のフットパス、135のコースが少なくとも存在し、総延長は1,681kmとなっている。

図1：日本の主なフットパスの位置図



注：北海道と本州にある9ヶ所の「」は、市町村をまたぐ一コース30km以上のロング

トレイルであり、ロングトレイルを管理する団体の所在地にマークされている。また、九州に8ヶ所ある「」は、九州オルレというフットパス内の8本のコースを示している

地域資源としてのフットパスの各機能について、個々のフットパスがどの程度備えているのかを示したのが表1である。一般的にフットパス事業においては、外部からの訪問者に対して、地域の自然・生活の体感と、他の観光施設へのアクセスの向上、および地域の居住者による事業参加や、訪問者との交流を通じた地域の魅力の再発見が期待されている。このような便益の顕在化には、フットパスが十分な機能を有していることが重要である。この点を、前述の3機能に当てはめた結果、総じて機能の評価が高いのは、コース設定の自由度が高い北海道のフットパスである。北海道では、エコ・ネットワーク等のマクロな普及活動を背景に、フットパスに対する社会的な認知が進んでおり、ボランティア等の支援者を確保しやすいことも原因に挙げられよう。本州・九州においては、自治体主導のものよりも民間団体が主導的に管理運営するフットパスの評価が高くなっている。大都市が持ち得ない独特の風景や体験空間の雰囲気外来者を惹きつけるのであり、農山漁村という舞台そのものがルーラリティを構築する重要な地域資源となっている。それをいかにして顕在化させるのがフットパス運営団体の役割となる。

反面、機能を十分に備えた魅力あるフットパスは、そのことによって訪問客が増加し、機能が劣化することがある。訪問者の大幅な増加は、事業者・地権者との交流のみならず、事業者側の理念にそぐわない行為や、地権者のプライバシーの喪失といった矛盾を抱えることにもなるのである。フットパスは、本来、誰もが歩くことができるというオープンアクセスを認めていることから排除性が低い、控除性（競合性）については地域特性によっては高い場合がある。たとえば、本州

の長井では、訪問者に見られることに対する抵抗感が強く、白老でも訪問者の増加に連れて、事業者・地権者の間の溝が目立ってきた。総じて、これらの各利害関係者における立場・便益・思惑の違いが、現時点での各地のフットパス事業において機能維持を困難にしうる要因となっており、今後の発展に際しての課題となっている。

この点に関しては、イングランドのような「歩く権利」や「アクセス権」が確立されていないことが、事業者による運営、訪問者による便益享受を、不安定なものにしていると読み替えることができよう。但し、事業者・訪問者と地権者の潜在的対立として問題を見た際に、フットパス事業の推進を地方自治体がバックアップしている事例においては、行政が双方の調整役を実質的に果たすという、イングランドの主体間の構図に近づきつつある傾向も見て取れる。

表1：機能面から見たフットパス

名称	交通機能				公共空間機能				景観機能	
	居住者数	コースマップ	標識	コース整備	休憩スペース	飲食スペース	歩行者専用道	コース設定	見所	路面の舗装
雄室フットパス	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
正部之丘陸地フットパス	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○
クモ川川口フットパス	○	○	○	○	△	×	△	○	○	○
くまづな川フットパス	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○
ながい川フットパス	×	○	○	○	△	△	×	△	○	×
藤田フットパス	×	○	○	○	○	○	△	○	○	×
九州オルレ(高尾コース)	×	○	○	○	△	△	×	△	○	×
奥里フットパス	×	○	○	○	△	○	△	○	○	△
くまづな川フットパス(高尾コース)	×	○	×	×	×	×	×	△	○	×

日本のフットパスは、発展の歴史が浅いこともあり、現時点で機能的・体系的な枠組みをもって日本のフットパス事業を整理・分析した研究はほとんどない。小川巖(2011)が、北海道の取り組みを事例にして、地域におけるフットパス事業の期待できる効果について取りまとめた程度である。そのことから見て、本研究は、実態を踏まえた日本のフットパス研究の端緒を開くものともいえる。今後は、フットパスをより普及するための政策的な課題を明確にすることが重要と考える。日本には、イギリスや北欧諸国のアクセス権が存在しない以上、フットパス設定において土

地所有者や周辺住民の十分な理解と調整が必須である。しかし、その点のあり方については、実定法上の排他的な土地所有権の存在によって、フットパス設定者が圧倒的に不利な立場に置かれることがあり、諸外国の歴史や経験を踏まえ何らかの政策的改善が必要と考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

泉留維、緑へのアクセスを求めて、
approach、査読無、203、2013年、4-5

泉留維、地域資源としてのフットパス、森
林環境 2013、査読無、2013年、94-104

泉留維、フットパスが紡ぎ出すぶらぶら歩
きの世界、グラフィケーション、査読無、184、
2013年、17-19

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 2件)

三俣学編著『エコロジーとコモンズ：環境
ガバナンスと地域自立の思想』(泉留維「地
域通貨の思想：エントロピー経済学からの視
点」) 晃洋書房、2014年、278(91-108)

Takeshi Murota ed., *Local Commons and
Democratic Environmental Governance*,
Izumi, Rui and Yuichiro Hirano,
“Possibilities and problems of recent
footpath projects in Japan,” United
Nations University Press, 2013,
412(169-190)

〔その他〕

ホームページ等

日本のフットパス

<http://izumi-seminar.net/ja/footpath>

韓国・濟州島のフットパス

<http://izumi-seminar.net/ja/%E9%9F%93%E5%9B%BD%E3%81%AE%E3%83%95%E3%83%83%E3%8>

3%88%E3%83%91%E3%82%B9-%E6%B8%88%E5%B7%
9E%E3%82%AA%E3%83%AB%E3%83%AC

6. 研究組織

(1) 研究代表者

泉留維 (IZUMI, Rui)

専修大学経済学部・教授

研究者番号：80384668

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：